

水戸市公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度水戸市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 12 年水戸市条例第 6 号）第 13 条の規定に基づき公表する。

令和 7 年 4 月 1 日

水戸市長 高 橋 靖

令和 7 年度水戸市一般廃棄物処理実施計画

- 1 計画区域及び期間
- 2 令和 7 年度一般廃棄物の計画量
 - (1) ごみ関係[処理される廃棄物（ごみ）量]
 - (2) 生活排水関係[処理される廃棄物（し尿）量]
- 3 処理主体
 - (1) ごみ関係
 - ア 一般廃棄物(ごみ)処理主体
 - イ 一般廃棄物(ごみ)処理業者
 - (2) 特定家庭用機器一般廃棄物
 - (3) 使用済小型電子機器等の回収
 - (4) 生活排水関係
 - ア 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理主体
 - イ 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理業者
- 4 処理計画
 - (1) ごみ処理実施計画
 - ア ごみ処理計画
 - イ 収集運搬計画
 - (ア) 収集運搬
 - (イ) 市では収集しない(処理できない)ごみ
 - ウ 中間処理計画
 - (ア) 処理施設
 - (イ) 清掃工場に搬入される廃棄物量
 - (ウ) 清掃工場以外に搬入される廃棄物量
 - (エ) 清掃工場での再資源化量
 - (オ) 清掃工場で発生する残渣量
 - エ 最終処分計画
 - (ア) 処理施設
 - (イ) 清掃工場で発生する飛灰処理物
 - オ 市民に対する広報及び啓発活動
 - (2) 生活排水処理実施計画
 - ア 生活排水処理計画
 - (ア) 浄化槽設置整備事業等により生活排水処理を推進する区域及び補助基数
 - (イ) 農業集落排水処理施設で処理をする区域、人口等
 - (ウ) 下水道で処理をする区域、人口等
 - イ 収集運搬計画
 - ウ 中間処理計画
 - (ア) 処理施設
 - (イ) 市の処理施設に搬入される廃棄物量
 - (ウ) 市の処理施設で発生する残渣量
 - (エ) 発生残渣の再生処分(堆肥化)計画
 - エ 最終処分計画（水戸地区）
 - オ 市民に対する広報及び啓発活動

1 計画区域及び期間

計 画 区 域	水 戸 市
計 画 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 令和7年度一般廃棄物の計画量

(1) ごみ関係〔処理される廃棄物（ごみ）量〕

区 分	計 画 量
燃えるごみ	86,552 t
燃えないごみ	2,561 t
資源物（使用済小型電子機器を含む。）	9,281 t
有害ごみ	144 t
粗大ごみ	511 t
民間独自ルートにより再生利用されるごみ	9,502t
計	108,551t

(2) 生活排水関係〔処理される廃棄物（し尿）量〕

区 分		地 区	計 画 量	合 計
非水洗化		水 戸	3,800 t	4,667 t
		常 澄	454 t	
		内 原	413 t	
水 洗 化	浄化槽汚泥	水 戸	23,500 t	30,671 t
		常 澄	3,334 t	
		内 原	3,837 t	
	農業集落排水	水 戸	2,110 t	3,630 t
		常 澄	610 t	
		内 原	910 t	

3 処理主体

(1) ごみ関係

ア 一般廃棄物(ごみ)処理主体

区 分		処理主体
収集運搬	家庭系ごみ	・水戸市 ・一般廃棄物収集運搬業許可業者
	事業系ごみ	・事業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者
中間処理		・水戸市
最終処分		・一般廃棄物処分業許可業者（事業系ごみの一部）

イ 一般廃棄物(ごみ)処理業者

○収集運搬業を許可する事業範囲

対象業務	・本市で収集しないごみの収集運搬 ・事業系ごみの収集運搬
搬入先	1 水戸市清掃工場「えこみっと」 2 本市の一般廃棄物処分業許可業者の処理施設 (1) 水戸市再資源化事業協同組合（水戸市加倉井町字毛勝谷原 1202 番 5） (2) ㈱栄光通商（水戸市杉崎町 1263 番 1 外） 3 本市外の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 9 号イの規定により通知したごみに限る。） (1) 日立セメント㈱神立資源リサイクルセンター（土浦市東中貫町 6－9） (2) 大縄林業原木㈱（笠間市池野辺字駒切 630 番地 7 ほか 28 筆）
備 考	本市の一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集運搬能力は、本市において発生するごみ量を満たしており、収集運搬が困難であるとは認められないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 5 項の規定に適合しないため、新規に一般廃棄物収集運搬業の申請があった場合でも許可をしない。

○処分業を許可する事業範囲

対象業務	・本市で発生したし尿及び浄化槽汚泥又は事業系ごみのうち、循環資源として市長が認めるものの再資源化を目的とした処分 ・本市で発生した適正処理困難物の処分 ● 循環資源…循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 3 項に規定するもの ● 再生利用…同法第 2 条第 6 項に規定するもの
	※ 市外からの搬入について 他の市区町村から発生した廃棄物の処分について、本市内への搬入の申出がある場合、協議を行い、一般廃棄物処理実施計画の実行に支障がないと認められるときは、搬入を認める。
必要な施設 ※自ら運営し、本市内に設置すること。	・法第 8 条の許可を受けた一般廃棄物処理施設 ・法第 15 条の 2 の 5 の届出をした産業廃棄物処理施設（処理対象の産業廃棄物と同種の一般廃棄物を処理する場合に限る。）

○一般廃棄物(ごみ)処理業の許可

区 分	地 区	業 者 数
収集運搬	水 戸	45 社
	常 澄	11 社
	内 原	14 社
積替え及び保管	水 戸	1 社
処 分		2 社

○一般廃棄物(ごみ)処理施設の許可

区 分	業 者 数
処理施設	3 社

<許可業者一覧>

区 分	地区	業 者 名 (順不同)		
収集運搬	水戸	アミックス㈱	㈱恋瀬産業	㈱野村
		㈱茨交サービス	(有)山裕クリーン	㈱橋本商事
		㈱茨城県クリニック・クリーン協会	㈱春海丸	(有)林空俵
		茨城グローブシップ㈱	㈱白梅商事	㈱ノーブルエコ
		(有)植田商店	新生環境整備㈱	富士企業㈱
		(有)エム産業	(有)すいめい	(有)プライムクリエイト
		㈱エム・ビー・シー	(有)スズキクリーンサービス	(有)北青サービス
		(有)大鳥リバイブ	㈱鈴山	㈱丸信商会
		勝田環境㈱	㈱竹屋商店	㈱マルセ
		川崎商事	㈱田村商店	(有)マルゼン
		(有)環境保全サービス	(有)地域整備開発研究所	(有)水戸環整センター
		北関東通商㈱	㈱津田産業	㈱宮部商店
		久賀谷商会	㈱常盤商社	㈱村田にここ商事
		㈱ビソウ	都市保全工業(有)	(有)明光産業
		㈱ニシノ産業	長岡商会㈱	(有)K. K サービス
	常澄	(有)クロサワクリーンサービス	(有)川上産業	㈱白梅商事
		大洗清掃協同組合	北関東通商㈱	㈱茨城県クリニック・クリーン協会
		㈱エム・ビー・シー	資源開発興業㈱	アミックス㈱
		㈱茨交サービス	常陽資材㈱	
	内原	(有)マルゼン	(有)植田商店	(有)山裕クリーン
		㈱茨城県クリニック・クリーン協会	㈱白梅商事	㈱恋瀬産業
		(有)スズキクリーンサービス	(有)大鳥リバイブ	アミックス㈱
		(有)北青サービス	北関東通商㈱	(有)内原環境クリーン
		㈱エム・ビー・シー	㈱栄光通商	
積替え及び保管	水戸	水戸市環境整備事業協同組合		
処 分		㈱栄光通商	水戸市再資源化事業協同組合	
処理施設		㈱栄光通商	水戸市再資源化事業協同組合	根崎解体工事㈱

(2) 特定家庭用機器一般廃棄物

(市には収集運搬義務がなく、市民が購入店舗等に依頼し、対応することを基本とするが、水戸市清掃工場「えこみっと」に搬入する場合、リサイクル料金が支払われている家電4品目を対象)

区 分		主 体
収 集	水戸市清掃工場「えこみっと」へ搬入	市民、収集運搬許可業者
運 搬	水戸市清掃工場「えこみっと」から指定引取場所へ運搬	水 戸 市
処 理	リサイクル	製 造 者

(3) 使用済小型電子機器等の回収

市内29か所に回収ボックスを設置し、回収を行う。(回収ボックスの投入口に入る大きさのものに限る。)

回収品目：携帯電話、スマートフォン、タブレット型端末、電子辞書、電子手帳、外付けハードディスクドライブ、携帯音楽プレーヤー（CD・MD含む。）、ビデオカメラ、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機、携帯型カーナビ、ICレコーダー、電気コード、ACアダプター

回収ボックス設置施設名称		
市役所本庁舎	赤塚出張所	常澄出張所
竹隈市民センター	常磐市民センター	緑岡市民センター
寿市民センター	上大野市民センター	柳河市民センター
渡里市民センター	吉田市民センター	酒門市民センター
飯富市民センター	国田市民センター	桜川市民センター
上中妻市民センター	千波市民センター	双葉台市民センター
笠原市民センター	吉沢市民センター	稲荷第二市民センター
内原市民センター	中央図書館	東部図書館
西部図書館	見和図書館	いばらきコープ水戸店
カスミフードスクエア水戸赤塚店	カスミフードスクエア水戸見川店	

(4) 生活排水関係

ア 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理主体

区分	発生地区	水 戸	常 澄	内 原
収集運搬	し 尿	水 戸 市	一般廃棄物収集運搬業許可業者	一般廃棄物収集運搬業許可業者
	浄化槽汚泥	浄化槽清掃業許可業者	浄化槽清掃業許可業者	浄化槽清掃業許可業者
中間処理		水 戸 市	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城地方広域環境事務組合
最終処分		水 戸 市	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城地方広域環境事務組合

イ 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理業者

○収集運搬業を許可する事業範囲

対象業務	し尿及び浄化槽汚泥に係る一般廃棄物の収集運搬		
対象廃棄物 及び 搬入先	し尿	常澄地区	大洗、鉾田、水戸環境組合
		内原地区	茨城地方広域環境事務組合
	浄化槽汚泥	水戸地区	水戸市見川クリーンセンター
		常澄地区	大洗、鉾田、水戸環境組合
		内原地区	茨城地方広域環境事務組合

○一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)処理業の許可

区 分		地 区	許可権者	業 者 名
収集運搬	し尿	常 澄	水 戸 市	(有)クロサワクリーンサービス、常陽資材(株)、 (株)山本環境開発
		内 原	水 戸 市	(有)茨城友清、(株)セイコー
収集運搬	浄化槽汚泥	水 戸	水 戸 市	新生環境整備(株)、富士企業(株)、(有)水戸環整センター
		常 澄	水 戸 市	(有)クロサワクリーンサービス、常陽資材(株)、 (株)山本環境開発
		内 原	水 戸 市	(有)茨城友清、(株)セイコー、 (株)栄光通商 (大足地区農業集落排水処理施設に限る。)

4 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみ処理計画

ごみの発生抑制・再資源化計画

ごみの 発生抑制	分別収集の徹底	減量及びリサイクルの啓発
	家庭における生ごみ減量化の推進	事業系一般廃棄物の適正処分促進
再資源化	燃えないごみ及び粗大ごみから、金属類を回収	
	紙類を新聞紙、ダンボール、その他の紙類、紙パックの4分別し、布類とあわせ収集	
	びん・缶類をスチール、アルミ及びカレットに分類	
	ペットボトル及びプラスチック製容器包装は、選別後、圧縮梱包	
	白色トレイは、選別後、袋詰め	
	燃えるごみを焼却した際、発生する主灰は、委託業者の施設で土木資材等に再資源化	
	集団資源回収(資源物を20品目に分別し、月1回協力団体ごとに回収)	
	使用済小型電子機器等拠点回収(市内29か所(令和7年4月1日現在)で回収)	

イ 収集運搬計画

(ア) 収集運搬

区 分	形 態	計画量	収集回数 ※元旦及び土・日を除く 祝日も実施	収集容器等 (資源物・ごみの分け方・出 し方の基本ルールに表記)
燃えるごみ	委 託 一部直営	50,953 t	週 2 回	市指定のごみ収集袋又はご み処理券を使用
燃えないごみ	委 託 一部直営	1,663 t	月 2 回	
資源物 (集積所)	委 託	6,983 t	月 2 回 (プラスチック製容器 包装のみ月 4 回)	紙類・布類は、分別区分ごと にひもで縛る。 それ以外の資源物は、分別 品目ごとに無色の透明・半透 明の中身が見える袋を使用
資源物 (集団資源回 収)	委 託	2,151 t	月 1 回	団体で品目ごとに市指定の 袋又は容器を使用
使用済小型 電子機器	直 営	1 t	随時	回収ボックス (計 29 か所)
有害ごみ	委 託	144 t	月 2 回	分別品目ごとに無色の透 明・半透明の中身が見える袋 を使用
粗大ごみ (戸別収集)	委 託	295 t	申込制	市指定のごみ処理券を使用
合 計		62,190 t		

(イ) 市では収集しない（処理できない）ごみ

区 分		処理方法
一時多量ごみ		・清掃工場「えこみっと」に自己搬入 ・許可業者に依頼
家庭系パソコン		・メーカーに回収申込 ・パソコン3R推進協会に問合せ
特定家庭用機器 (家電4品目)	テレビ、エアコン、 冷蔵庫・冷凍庫、 洗濯機・衣類乾燥機	・家電小売店や許可業者に依頼 ・指定引取場所への持込み
処理できないもの ・有害物質を含むもの ・危険性のあるもの ・引火性のあるもの ・著しく悪臭を発するもの ・容積又は重量が著しく 大きいもの ・処理に支障を及ぼすお それのあるもの	ガスボンベ、廃油、薬剤、消 火器、建築廃材、灰、ピアノ、 オルガン、バイク、タイヤ、 バッテリー（自動車用を含 む。）、事業所用スチール机、 農機具、農業用ビニール、モ ーター類、1m以上の電線、 土砂、浴槽、ドラム缶、物干 し台 など	・販売店又は専門の処理業者に依頼 ・許可業者に依頼
特別管理一般廃棄物	感染性病原体を含むおそれ のある廃棄物（感染性を有し ない廃棄物を除く。）	専門の処理業者に依頼
在宅医療廃棄物の一部	鋭利なもの（針類）、注射筒 など	医療機関へ返却
その他	原動機付き自転車 など	・販売店に相談 ・許可業者に依頼

ウ 中間処理計画

(ア) 処理施設

区 分	概 要	
焼却施設 (水戸市施設)	名 称	水戸市清掃工場「えこみっと」(焼却施設)
	所 在 地	水戸市下入野町 2100 番地
	受付時間	8:30～12:00, 13:00～17:00
	休 業 日	日曜日, 年末年始
	処理能力	330t/日 (焼却 110t/日 × 3 炉)
リサイクルセンター (破碎・選別) (水戸市施設)	名 称	水戸市清掃工場「えこみっと」(リサイクルセンター)
	所 在 地	水戸市下入野町 2100 番地
	受付時間	8:30～12:00, 13:00～17:00
	休 業 日	日曜日, 年末年始
	処理能力	55t/日 (破碎 24t/日, 選別 31t/日)
圧縮梱包施設 圧縮選別施設 (許可業者施設)	名 称	水戸市再資源化事業協同組合
	所 在 地	水戸市加倉井町字毛勝谷原 1202 番 5
	処理能力	100.8t/日 (圧縮梱包 96t/日, 圧縮選別 4.8t/日)
発酵堆肥化施設 培養液肥化施設 (許可業者施設)	名 称	株式会社栄光通商
	所 在 地	水戸市杉崎町 1263 番 1 外
	処理能力	63.18t/日 (発酵堆肥化 56.43t/日, 培養液肥化 6.75t/日)
破碎施設 固形燃料化施設 (施設許可業者施設)	名 称	根崎解体工事株式会社
	所 在 地	水戸市谷津町字高取 1182 番 1 外
	処理能力	44.16t/日 (破碎施設 36.16t/日, 固形燃料化 8t/日)

(イ) 清掃工場に搬入される資源物・ごみ量

区 分		搬 入 者	計 画 量	合 計
燃えるごみ		直 営	36,081 t	86,552 t
		委 託	14,872 t	
		直接搬入	35,599 t	
燃えないごみ		直 営	1,118 t	2,561 t
		委 託	545 t	
		直接搬入	898 t	
資源物	紙類・布類	委 託	165 t	4,276 t
		直接搬入	109 t	
	びん・缶類	委 託	1,778 t	
		直接搬入	34 t	
	ペットボトル	委 託	521 t	
		直接搬入	3 t	
	白色トレイ	委 託	19 t	
		直接搬入	0 t	
	プラスチック製容器包装	委 託	1,647 t	
		直接搬入	0 t	
有害ごみ		委 託	139 t	144 t
		直接搬入	5 t	
粗大ごみ		委 託	295 t	511 t
		直接搬入	216 t	
使用済小型電子機器		直 営	1 t	1 t
集団資源回収により回収される 資源物（ペットボトル，白色トレイ， プラスチック製容器包装）		委 託	150 t	150 t
合 計			94,195 t	

(ロ) 清掃工場以外に搬入される資源物・ごみ量

区 分	計 画 量	合 計
資源物（紙類・布類）	2,853t	14,356t
集団資源回収により回収される資源物（ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装以外 17 品目）	2,001t	
民間独自ルートにより再生利用されるもの	9,502t	

(エ) 清掃工場に搬入される資源物・ごみの再資源化量

区 分	計 画 量	合 計
紙類・布類	423 t	14,287 t
びん・缶類	1,105 t	
金属類	733 t	
プラスチック類	1,711 t	
有害ごみ	104 t	
使用済小型電子機器（工場ピックアップ回収分を含む。）	10 t	
処理不適物	361 t	
主灰	9,800 t	
副生塩	40 t	

(オ) 清掃工場以外に搬入される資源物の再資源化量

区 分	計 画 量
紙類・布類	2,853 t

エ 最終処分計画

(ア) 処理施設

区 分	概 要		
最終処分施設	名 称		水戸市一般廃棄物第三最終処分場
	所在地		水戸市下入野町 2060 番地
	埋設施設 (被覆型)	埋立面積	約 12,000 m ²
		埋立容量	約 74,000 m ³
	浸出水処 理施設	処理能力	約 20 m ³ /日
		処理水	施設内循環利用（クローズドシステム）

(イ) 清掃工場で発生する飛灰処理物

区 分	計 画 量
飛灰処理物	2,800 t

オ 市民に対する広報及び啓発活動

区 分	概 要	回 数
ごみに対する総合的な啓発活動	「水戸まちなかフェスティバル」への参加	1回／年
	「水戸市環境フェア」への参加	1回／年
	清掃工場「えこみっと」における施設見学会の開催	随時
	まなぼう！えこみっとの開催	2回／年
ごみの発生抑制啓発活動	「広報みと」掲載によるレジ袋削減へ向けた周知	1回／年
	レジ袋削減の取り組みに関する協定の締結	随時
	ごみゼロの日キャンペーンの開催	1回／年
	いきいき出前講座の実施	随時
	ごみ情報紙「ごみマガ！」の発行	2回／年
ごみの分け方・出し方、ごみ集積所の適正な維持管理の周知	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布	随時
	「資源物とごみの分け方・出し方（外国語版）」の配布	随時
	「ごみ収集カレンダー」の配布	随時
	「広報みと」掲載による周知	随時
	ホームページ及びSNSによる周知	随時
	「水戸市市民ガイドブック」掲載による周知	1回／年
	ごみ排出抑制啓発チラシの配布	随時
	分け方・出し方指導	随時
集団資源物回収及びリサイクル活動の啓発	「広報みと」掲載による周知	随時
	エコ・ショップの認定	随時
	リサイクル施設等見学会の開催（市民公募）	2回／年
食品ロスの削減	「広報みと」掲載による周知	随時
	ホームページ及びSNSによる周知	随時
	みと食べきり運動協力店の認定	随時
	30・10運動普及キャンペーンの実施	2回／年
	フードドライブの実施	3回／年
ごみ減量支援制度	生ごみ処理機器購入に対する補助（申請に基づく。）	処理機 160 基／年 容器 70 器／年
	剪定枝粉碎機の貸与	随時
事業系ごみの排出管理と指導の徹底	「広報みと」掲載による周知	1回／年
	事業系ごみの適正処理指導	随時
	事業系ごみ減量・適正処理啓発チラシの配布	随時
資源物持ち去り防止対策	「広報みと」掲載による周知	1回／年
	パトロールの実施	4回／月
不法投棄を防止するための啓発活動	「広報みと」掲載による周知	1回／年
	ホームページ及びSNSによる周知	随時
	産業廃棄物運搬車両の一斉路上検査の実施	1回／年
	不法投棄防止看板の配布	随時
	不法投棄を防止するための指導	随時
廃棄物の野外焼却を防止するための啓発	「広報みと」掲載による周知	1回／年
	ホームページ及びSNSによる周知	随時

活動	庁内モニターによる周知	随時
	廃棄物の野外焼却(野焼き)禁止チラシの配布	随時
	廃棄物の野外焼却(野焼き)防止のための指導	随時
違法廃品回収業者について	ホームページによる周知	随時

(2) 生活排水処理実施計画

ア 生活排水処理計画

(ア) 浄化槽設置整備事業等により生活排水処理を推進する区域及び補助基数

区 域		補助基数
次の各号に掲げる区域を除く市内全域 ① 公共下水道の処理区域（公共下水道へ流入させることが困難であると市長が認める区域を除く） ② 下水道事業受益者負担金又は下水道事業受益者分担金の賦課対象区域	公共下水道の事業計画区域以外の区域（農業集落排水事業の事業実施採択を受けた区域である場合は、同事業の施設の整備が当分の間見込まれない区域に限る）	180 基
③ 農業集落排水処理施設の処理区域（農業集落排水処理施設へ流入させることが困難であると市長が認める区域を除く） ④ 団地内等に浄化槽を有し、生活排水を処理している区域	前項に掲げる区域を除く区域	20 基

(イ) 農業集落排水処理施設で処理をする区域、人口等

地区	区 域	名 称	所在地	処理能力	放流先	区域面積	計画人口
水 戸	平 須	平須地区農業集落排水処理施設	平須町 547-7	576 m ³ /日	湊沼川水域 (赤穂川)	68ha	2,130 人 (461 戸)
	飯 富	飯富地区農業集落排水処理施設	飯富町 4959-2	594 m ³ /日	那珂川	122ha	2,200 人 (456 戸)
	上国井	上国井地区農業集落排水処理施設	上国井町 833-1	378 m ³ /日	那珂川	75ha	1,400 人 (265 戸)
	加倉井	加倉井地区農業集落排水処理施設	加倉井町 312-3	435 m ³ /日	那珂川水域 (桜川)	68ha	1,610 人 (252 戸)
	藤 井 岩 根 成 沢	藤井岩根成沢地区農業集落排水処理施設	藤井町 2645	654 m ³ /日	那珂川水域 (西田川)	91ha	2,420 人 (497 戸)
	下大野 上大野	下大野上大野地区農業集落排水処理施設	下大野町 1797	540 m ³ /日	那珂川	131ha	2,000 人 (495 戸)
常 澄	下入野	下入野地区農業集落排水処理施設	下入野町 1215	173 m ³ /日	湊沼川水域 (石川川)	31ha	640 人 (140 戸)
	大 場 森 戸	大場森戸地区農業集落排水処理施設	大場町 2200-1	343 m ³ /日	湊沼川水域 (石川川)	60ha	1,270 人 (298 戸)
内 原	大 足	大足地区農業集落排水処理施設	大足町 1830-2	284 m ³ /日	那珂川水域 (桜川)	42ha	1,050 人 (222 戸)
	宿 根古屋	宿根古屋地区農業集落排水処理施設	鯉淵町 7520	176 m ³ /日	湊沼川水域 (湊沼前川)	45ha	650 人 (167 戸)
	筑 地 赤尾関	筑地赤尾関地区農業集落排水処理施設	赤尾関町 746-5	284 m ³ /日	湊沼川水域 (湊沼前川)	75ha	1,050 人 (233 戸)
	内 原 北 部	内原北部地区農業集落排水処理施設	有賀町 2471	365 m ³ /日	那珂川水域 (桜川)	48ha	1,350 人 (291 戸)

(ウ) 下水道で処理をする区域，人口等

地 区	概 要 (面 積)	人 口
水 戸	4,705 ha	205,988 人
常 澄	131 ha	5,197 人
内 原	263 ha	6,168 人
合 計	5,099 ha	217,353 人

イ 収集運搬計画

区 分	地区	形 態	収 集 回 数
し 尿	水戸	委 託 新生環境整備㈱，富士企業㈱， ㈱水戸環整センター	○水戸地区 定額制は月 1 回，従量制は申出によりその都度収集
	常澄	許 可	○常澄，内原地区 申出によりその都度収集
	内原	許 可	
浄化槽汚泥	水戸	許 可	申出によりその都度収集
	常澄	許 可	
	内原	許 可	
農業集落排水	水戸	許 可	月 1 ～ 2 回
	常澄	許 可	
	内原	許 可	

ウ 中間処理計画

(ア) 処理施設

地 区	概 要	
水 戸	名 称	水戸市見川クリーンセンター
	所 在 地	水戸市見川 4 丁目 680 番地
	処理能力	310 k1/日 (放流先…桜川)
常 澄	名 称	大洗、鉾田、水戸クリーンセンター
	所 在 地	東茨城郡大洗町成田町 4287 番地
	処理能力	80 k1/日
内 原	名 称	茨城地方広域環境事務組合
	所 在 地	東茨城郡茨城町大字馬渡 244 番地
	処理能力	152 k1/日

(イ) 市の処理施設に搬入される廃棄物量

区 分	搬 入 者	計 画 量
し 尿	水 戸 市	3,800 t
浄化槽汚泥	一般廃棄物処理業者	23,500 t
ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥 (計画発生量：460t)	一般廃棄物処理業者	※ 見川クリーンセンターで 処理できる汚泥に限る。

(ウ) 市の処理施設で発生する残渣量

区 分	計 画 量
余剰汚泥	1,250 t

(エ) 発生残渣の再生処分(堆肥化)計画

区 分	形 態	計 画 量
脱水汚泥（見川クリーンセンター・農業集落排水）	委託	見川クリーンセンター 830 t 農業集落排水 33 t

エ 最終処分計画（水戸地区）

区 分	形 態	計 画 量
脱水汚泥，沈砂	委託	424 t

オ 市民に対する広報及び啓発活動

活 動 内 容		回 数
し尿収集作業について	「広報みと」掲載による周知	6回／年
浄化槽について	「広報みと」掲載による周知	2回／年